

危機管理・健康福祉常任委員会 管内外調査
令和5年11月21日（火）～22日（水）

1 京都府福知山児童相談所（福知山市）

【調査事項】

福知山児童相談所の状況について

【調査目的】

児童虐待対応をはじめとする児童・家庭福祉に関する中核的な役割を果たす府内の児童相談所について調査するとともに、福知山児童相談所管内の状況や同児童相談所の設備等について調査する。

【調査内容】

京都府内児童相談所（家庭支援総合センター、宇治児童相談所、福知山児童相談所）における令和4年度の児童の虐待相談受理件数は、2,721件で前年度より145件増加し、過去最高となった。通告経路については、従前と同様に、警察からの通告が過半数以上を占めているが、次いで近隣・知人からの通告が増加していることから、府民の児童虐待への関心が高まっていることがうかがえる。主たる虐待者は9割以上が実親であり、虐待種別では、心理的虐待、次いで身体的虐待の割合が高い一方、ネグレクト通告が前年度比で128.4%と増加している。そうした中、京都府では令和4年に「京都府子どもを虐待から守る条例」を制定し、社会全体で子どもを虐待から守る取組を推進する中で、虐待の未然防止や再発防止の取組の強化、心のケアなどの支援を徹底しており、中でも、性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）との密接な連携など、性的虐待への対応の強化を条例に明記したのは全国初のことである。

福知山児童相談所管内5市2町の広さは2,086.84km²と府全域の55%を占め、府内で最も広い圏域を所管している。令和3年度の通告経路を見ると、府全体と同様に警察からの通告が47.3%と最も多いものの、13.3%が市町村から、8.0%が家族からの通告となっており、それらは、府全体における率よりも高い状況にある。

一時保護所は令和2年7月に全面改修され、定員11名、居室は5室で間仕切りを活用することで個室対応が可能となったほか、男女のエリア分けも行っている。デッキテラスなどを活用し、広さや明るさに配慮しつつ、外部からの侵入対策も講じており、安全面にも考慮しているとのことだった。

【主な質問事項】

- ・福知山児童相談所管内の虐待通告の内訳（種別・年齢）について
- ・年間の相談件数の推移について
- ・職員体制について
- ・児童相談所が市街地にあることのメリット・デメリットについて など



調査事項を聴取



プレイルームを視察

2 綾部市役所・物部地区自治会連合会〔於：物部営農指導センター〕（綾部市）

【調査事項】

- (1) 台風第7号の被災状況等について
- (2) 綾部市における原子力防災の取組について
- (3) 自治会の自主防災活動・避難行動タイムラインについて

【調査目的】

綾部市における令和5年台風第7号による被災状況とその対応及び原子力防災の取組について調査する。また、台風第7号の際、自主的な避難により人的被害を免れた自治会を中心とした自主防災活動の取組について調査する。

【調査内容】

(1) 台風第7号の被災状況等について

綾部市では、令和5年8月の台風第7号への対応として、当初、京都地方気象台の説明や京都府の連絡会議での協議状況を受けて、警報発表が予測される15日早朝の避難所開設を予定するとともに、14日の夕方に市民への注意喚起を実施した。しかし、実際には、同日午後10時57分の大雨（土砂災害）・洪水警報発表を受け、市災害警戒本部を設置した。さらに、午後11時20分には土砂災害警戒情報が発表された後、犀川の水位が上昇し、15日午前0時に氾濫危険水位を超え、午前1時10分に西部地区自主避難所の開設を呼びかけた。午前2時には災害警戒本部から災害対策本部に切り替え、豊里、物部、志賀郷の3地区2,836世帯、5,889人に避難指示を発令し、公民館避難所を開設した。その後、避難所5か所を追加開設し、9地区12,595世帯、25,637人に避難指示を発令し、計21か所の避難所を開設した。

犀川の溢水による人的被害はなかったものの、被害の大部分が物部・志賀郷地区で発生した。土砂災害及び浸水害による救助活動が2件、住家被害は一部損壊3棟、床上浸水32棟、床下浸水100棟、非住家被害は全壊5棟、一部損壊7棟、床上浸水5棟、床下浸水95棟、その他、道路・河川あわせて189か所、農業関係施設等424か所、林業施設関係50か所への甚大な被害があった。

同市では、綾部建設業協会に支援要請し、応急復旧を行ったほか、個人、企業、団体等からの見舞金や支援物資の提供、市内外からの延べ1,460人のボランティアによる支援活動が行われた。今回の災害を受け、国の災害復旧制度や京都府地域交響プロジェクトを最大限活用し、早期復旧に努めているほか、頻発する記録的な豪雨を踏まえた抜本的な対策を講じる予定であるとのことであった。

(2) 原子力防災について

平成24年10月に原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針で、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の目安が原子力発電所から概ね30kmとされた。これにより綾部市は、市域の2/3が高浜発電所、1/3が大飯発電所のUPZに含まれることとなったことから、原子力災害対策指針を基に、原子力災害に係る住民等の避難について必要な事項を定めた住民避難計画を平成25年3月に策定し、発電所の状況や放射性物質の拡散状況に応じて、屋内退避や住民避難を実施することとしている。住民避難については、災害状況に応じて「市内避難」「府内避難」「広域避難」の3パターンの避難先を計画しており、「広域避難」では兵庫県西播磨地区への避難を想定している。また、京都府や関西広域連合との調整の下、検討会議を開催し、避難方法の在り方、施設の状況などについての意見交換を行うほか、市独自で毎年、避難先の防災担当部局との顔合わせやZoomでの協議を行うなど、平時から顔の見える関係を築いている。

毎年、京都府原子力総合防災訓練に参画し、発災からの情報伝達訓練、自治会単位での屋内退避訓練、住民を対象としたバス避難訓練や安定ヨウ素剤の配布・服用訓練のほか、放射線防護設備を整備している公民館・福祉施設の稼働訓練など、緊張感をもって各訓練に臨む

とともに、その検証を積み重ね、実効性を確認している。

さらに、原子力発電所の安全対策等について、京都府とUPZ各市町で地域協議会等を通じ、一体となって国と関西電力に対し、原子力発電所の再稼働に係る国及び地方自治体の権限や責任、同意を求める地方自治体の範囲、住民避難計画の承認など具体的な手続を定めた法的枠組みや安全対策と住民避難計画の実効性をセットでチェックする制度・機能の構築、住民避難計画の実効性確保のための支援、国における更なる安全確保のための不断の取組を提案、要望しているとのことだった。

(3) 自治会の自主防災活動・避難行動タイムラインについて

綾部市では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に自主防災組織設立の機運が高まったことから、「自分のまちは自分たちで守る」という意識の向上を図ることを目的として、平成20年2月に自治会193団体、社会福祉法人1団体による自主防災組織等ネットワーク会議を設立した。本会議では、12地区の自治会連合会会長を幹事とし、市からの団体事業補助金と会費を財源に各自主防災組織間の連携や協力体制の構築、合同研修会や訓練などを行っている。また、自助、共助、公助の基本理念に基づき、すべての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちづくりを推進するため平成26年4月に「防災基本条例」を制定したほか、地域の防災力の向上のため、自主防災組織に対して結成時や事業資機材の整備などの費用を補助し、自主防災組織の活動を支援している。しかしながら、自主防災組織においては、担い手不足、地域ごとの防災活動の格差、ノウハウの不足などの課題を抱えているが、今年度は京都府の防災士養成事業を活用し、府内最年少の防災士が誕生するなど明るい兆しもある。

また、平成30年7月の豪雨災害を教訓とし、各地域で災害時に発生する状況をあらかじめ認識・共有した上で「いつ」「どこへ」「どのように」避難するのかを話し合い、「水害等避難行動タイムライン」の作成・周知活動を行っている。未作成の自治体に対しては、自治会長会や防災講座等で作成を依頼し、市職員、京都府職員らが作成支援を行い、コロナ禍でも役員との対話を通じて活動を進め、現在では41自治会が作成している。

今回の台風第7号では、8月14日深夜に自主防災会等が犀川の増水状況により自主的に公民館等を開放し、タイムラインに従い、避難の呼びかけ、自宅待機、垂直避難の呼びかけを行った結果、人的被害を未然に防ぐことができた。避難行動の判断を下すためには、普段の防災訓練やタイムラインの習熟（アップデート）、住民同士の信頼関係等が大切であり、今後も自主防災活動を継続していくとのことだった。

【主な質問事項】

- ・「地域ならでは」の防災マップについて
- ・タイムラインの活用、更新について
- ・地域内の要配慮者の把握、避難について
- ・原子力防災における避難用バスの充足状況について など



調査事項（綾部市の取組）を聴取



調査事項（自治会連合会の取組）を聴取

3 舞鶴市議会（舞鶴市）

【調査事項】

- (1) 台風第7号の被災状況等について
- (2) 舞鶴市における原子力防災の取組について

【調査目的】

令和5年台風第7号による舞鶴市の被災状況とその対応及び舞鶴市における原子力防災の取組について調査する

【調査内容】

(1) 台風第7号の被災状況等について

令和5年8月の台風第7号の被害の特徴は、由良川本流ではなく、支流の中小の河川が氾濫したことにある。人的被害はなかったものの、200mm近い降雨量があったと推測される宇谷川と久田美川の流域では、流木や流出した土砂被害が地区の広範囲に及び、府道の通行止めや浸水被害、流木による橋梁破損等が発生し、一部地域では孤立状態となり、消防隊と消防団による救助が行われた。また、高野川流域では内水氾濫が発生し、伊佐津川上流では橋の損壊、下流域では市道の路肩欠損などの被害があった。住家では半壊4棟、一部損壊4棟、床上浸水27棟、床下浸水75棟、非住家では浸水151件、一部損壊4件、農地や農用施設、林道などの農林被害については計74か所の被害となった。また、道路53か所、河川57か所で路肩欠損等の被害があり、10路線が通行止めとなったが、現在7路線は規制解除となっている。宇谷川支流の小原川上流では、昨年度に設置した砂防堰堤が奏功し、大きな被害にはならなかったが、現在も道路が封鎖となっており、今後の対策については京都府、舞鶴市で調査、検討を行っているとのことであった。

ライフラインへの影響は、340世帯で断水、258件で停電が発生したが長期間に及ぶことなく復旧した。被災ごみの収集、汚泥の処理、消毒などの支援は、5日間で52件、358名の災害ボランティアの協力があった。市単費の治山事業や府の災害復旧事業等を活用し、被害にあった市民が一日も早く日常を取り戻せるよう復旧に取り組んでいるとのことであった。

(2) 原子力防災について

舞鶴市は、全国で唯一、立地県以外で原子力発電所から5km圏内の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を有し、市全域が5～30kmの緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれることから、平成25年3月に住民避難計画を策定し、平成28年には全面改正を行った。

避難が必要になった場合には、自治会ごとに定めた小・中学校、体育館等市内32か所の避難時集結場所で避難者の把握をした後、渋滞緩和等のためバスで避難中継所までは移動し、避難退域時検査等を経て各避難所に向かう。避難先は放射性物質の拡散方向に応じて、南方向、西方向に設定しており、自治会ごとにマッチングを行っている。また、平成28年の住民避難計画改正時には、小学校区ごとに概要版を作成し、各戸に配布するとともに、住民避難計画説明会を実施したほか、随時、市職員を講師とした自治会への出前講座等の実施や市ホームページへの掲出などにより周知・啓発に努めている。

また、関係職員の緊急時対応能力や住民の原子力防災知識の向上を目的に、毎年訓練地域を移して、京都府、関係市町、原子力防災関係機関、地域住民が参加する京都府原子力総合防災訓練を実施し、避難計画の実効性をより高めている。今年度は、PAZでは住民避難訓練、UPZでは避難行動要支援者避難訓練、放射線防護対策設備稼働訓練、避難退域時検査、除染訓練を実施する。

原子力発電所の安全対策については、京都府及びUPZ各市町で構成された地域協議会等の場で、国と関西電力に対して責任を持って安全対策に万全を期すよう求めてきた。さらに国に対しては、舞鶴市と京都府とが一体となって、原子力発電所の開発、建設に係る法的枠組みの整備や円滑な避難に資するシステムの導入、広域避難路となる高速道路等の整備や、

避難所整備に係る財源確保などの取組について要望し、住民避難計画の実効性をさらに高め、住民の安全安心を確保していきたいとのことであった。

【主な質問事項】

- ・原子力防災における避難路の整備について
- ・災害警戒本部設置の判断基準について
- ・ボランティアのマッチングについて など



調査事項を聴取

4 関西電力高浜発電所（福井県大飯郡高浜町）

【調査事項】

高浜発電所における安全性向上の取組について

【調査目的】

高浜発電所における安全性向上の取組について調査する。

【調査内容】

関西電力の原子力発電所は、福井県三方郡美浜町、大飯郡おおい町と高浜町にあり、現在は美浜発電所3号機、大飯発電所3、4号機、高浜発電所1～4号機が運転している。

高浜発電所では以前から再稼働していた3、4号機に加え、1号機が令和5年8月、2号機が9月に発電を開始し、計4機が運転と検査という通常のサイクルを繰り返しており、管外調査時点では1、2、4号機が運転中、3号機が定期検査中であった。

関西電力では、原子炉の中で発生した高温高压の熱水を蒸気発生器へ送り、2次系に流れている水を蒸気に変えてタービンに送ることで発電する加圧水型原子炉（PWR）を採用している。東京電力や中部電力等で採用されている沸騰水型原子炉（BWR）に比べ、原子炉建屋の容積が約10倍あり、水素が発生した際には燃焼や触媒による合成により水素を削減する設備を備えている。

福島第一原子力発電所の事故においては、地震により外部電源喪失後、正常に停止したものの、津波によってポンプ、地下の電源設備等が停止し、地震発生時には維持できていた機能を喪失したことを踏まえ、高浜発電所では地震だけでなく、津波を含めた自然現象や重大事故等に対する安全対策を行っている。新規規制基準への対応として、電源は、従来の非常用ディーゼル発電機に加え、重大事故発生時に対応可能な空冷式非常用発電装置、電源が維持されている他の号機から電源を融通する号機間電力融通機能や電源車などを追加した。また、冷却機能を担う給水手段については、従来のポンプが使用できない場合に備えた恒設代替低圧注水ポンプ・可搬式代替低圧注水ポンプ・送水車のほか、海水ポンプが使用できない場合に備えた大容量ポンプ、蒸気発生器を直接冷却する中圧ポンプなどのバックアップ機器を新たに追加した。さらに、自主的な安全性向上対策として、1、2号機の中央制御盤のデジタル化、待機所としての免震事務棟、テロや航空機の衝突等の特定重大事故に対処するための施設を設置した。今後も新規規制基準に適合させることに加えて、さらに自主的な取組を進めていくとのことだった。

【主な質問事項】

- ・デジタルによる操作の信頼性について
- ・自然災害対策以外の設備の事故や課題について
- ・第3、4号機の蒸気発生器で指摘されている問題について など



調査事項を聴取